

修学上の特別な配慮に関する申合せ

(趣旨)

第1条 愛知産業大学短期大学（以下「本学」という。）への入学希望者及び本学に在学する者で、本人の責に帰さない心身の健康上の不調を有する学生（以下「学生」という。）に対し適切な支援を円滑に実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 障がい学生等とは、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障がい、発達障害等の障がいがあるため、授業及び本学行事への参加等、教育に関するすべての事項に相当な制限を受ける者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、本学がその必要性を認めたものをいう。

(対象)

第3条 配慮を受けることができる学生は、本学に所属する正科生および科目等履修生とし、以下のいずれかを提出できる者とする。

(1) 障害者手帳

(2) 心身の健康上の不調を医師が証明した診断書

(3) 本学学生相談室の臨床心理士が心身の不調を認めた面談記録

(支援実施体制)

第4条 適切な支援を円滑かつ適切に行うため、教務委員会は関係部署間の調整を行う。

(相談体制)

第5条 支援に関する相談窓口は、通信教育部事務室とする。

(支援に対する希望の申し出)

第6条 学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、支援に対する希望の申し出を行うことができる。なお、本人による申し出が困難な場合には、その父母保証人が代わりに申し出ることができるものとする。

2 申し出のあった支援の必要性の有無及び支援の範囲については、本学と学生等との間でその都度協議するものとする。

(支援内容の決定)

第7条 申し出がなされた場合は、教務委員会において支援の必要性の有無及び具体的支援方策等を検討の上、決定する。

- 2 前項について、必要に応じ通信教育部長は事務室職員とともに学生と面談し、配慮について説明する。ただし、事情により電話・書面等により通知する。
- 3 通信教育部長は、相互に連携して適切な支援を円滑かつ適切に学生に支援するために、必要な場合は、科目担当教員および教職員に対し守秘義務を遵守して個人情報共有を共有することができるものとする。

第8条 この規程に定めのない事項については、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

この申合せは、平成31年4月1日から施行する。